

平成24年4月1日

旭川医科大学病院 医薬品等臨床研究に関するモニタリング及び監査の業務標準手順書の一部を次のように改正する。

旭川医科大学病院長 松野丈夫

旭川医科大学病院 医薬品等臨床研究に関するモニタリング及び監査の業務標準手順書の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(診療記録に関する手続き)</p> <p>第8条 治験依頼者によるモニタリング及び監査の実施において、診療記録等の閲覧に関する手続きは、旭川医科大学病院<u>診療情報管理規程</u>によるものとし、閲覧にあたっては指示のとおり行うものとする。</p> <p>第9条～第10条 (略)</p>	<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(診療記録に関する手続き)</p> <p>第8条 治験依頼者によるモニタリング及び監査の実施において、診療記録等の閲覧に関する手続きは、旭川医科大学病院<u>中央診療記録室運営要項</u>によるものとし、閲覧にあたっては指示のとおり行うものとする。</p> <p>第9条～第10条 (略)</p>